

農場での高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）対策

1 野鳥侵入防止対策

すずめ、カラス等の野鳥が鶏舎内へ侵入できないよう、破損部の修繕やネット設置などの対策を強化してください。

2 衛生害獣、害虫対策

ねずみ、イタチ類やハエ、ゴキブリ等の害獣、害虫の侵入防止や駆除を強化してください。

3 飲水の点検

- (1) 鶏の飲み水はなるべく上水道を利用してください。
- (2) 池の水などに野鳥の糞等が混入するおそれがある場合は、消毒設備を早急に取り付けてください。

4 消毒の徹底

- (1) 農場及び鶏舎の出入り口に消毒槽を設置してください。
- (2) 各施設や器具機材の消毒は、日頃から徹底してください。
- (3) 鶏舎間の出入りに際して作業衣、長靴等をその都度交換、消毒してください。
- (4) 農場、食鳥処理場、GPセンター、登録ふ化場等に出入りする関係者の消毒（器材、車輛等を含む）を徹底してください。

5 関係者以外の農場への立入り禁止

- (1) 鶏舎など生産現場への立ち入りは、関係者以外禁止してください。
- (2) 出入り口には施錠するなど、第三者の侵入防止を徹底してください。
- (3) HPAIの発生により現在日本が鶏肉等輸入を停止している国へ旅行する場合は、その国の養鶏農場等への立入は避けてください。やむを得ず農場等に立ち入った場合は、帰国後、消毒等十分な衛生対策を講じてください。

6 家きんの健康観察・衛生管理の徹底

- (1) 日頃から鶏群の状態をよく観察し、異常がないか注意深く観察してください。
- (2) 予防可能な疾病についてはワクチン接種を励行してください。また、免疫力をつけるため、必要に応じて飼料や飲水にビタミンやミネラルを添加してください。
- (3) 万が一の発生に備え、死亡羽数、農場に出入りした人、車輛等の情報を記録しておいてください。
- (4) 本病が疑われる異常鶏（呼吸困難、顔面・とさか又は脚部の浮腫・出血、神経症状、産卵率低下等）を発見した場合や、死亡鶏の発生が急に増加した場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所まで連絡願います。

兵庫県姫路家畜保健衛生所

TEL : 079-240-7085
FAX : 079-232-2685

朝来家畜保健衛生所

TEL : 079-673-2331
FAX : 079-672-0506

淡路家畜保健衛生所

TEL : 0799-45-2411
FAX : 0799-45-1129